

○湯河原町真鶴町衛生組合個人情報保護審査会規則

令和5年3月30日
規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、湯河原町真鶴町衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年湯河原町真鶴町衛生組合条例第2号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、湯河原町真鶴町衛生組合個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、やむを得ない理由により、会長が必要と認めるときは、書面その他の方法によることができる。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の規定は、第2項ただし書による会議について準用する。この場合において、前項中「出席委員」とあるのは「書面その他の方法により審議を行った委員」と読み替えるものとする。

(意見等の提出)

第4条 条例第10条第3項の規定により意見若しくは説明又は資料の提出を求めるときは、審査請求に係る意見等の提出請求通知書（様式第1号）により行うものとする。

(意見の陳述等の申出)

第5条 条例第11条第1項又は第3項に規定する申出は、口頭意見陳述等申出書（様式第2号）により行うものとする。

(補佐人の出席の申出)

第6条 条例第11条第2項に規定する審査請求人等が口頭意見陳述をする場合において、補佐人を伴い出席する場合は、あらかじめ補佐人出席申出書（様式第3号）により申出をし、審査会の許可を得なければならない。

2 審査会は、前項の申出があったときは、速やかに、当該申出に対する決定を補佐人出席申出決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(提出資料の閲覧)

第7条 条例第12条第2項の規定による審査会へ提出された意見書又は資料の閲覧の請求は、審査会提出資料等閲覧申請書（様式第5号）により行うものとする。

2 審査会は、前項の請求があったときは、速やかに、当該請求に対する諾否の

決定を審査会提出資料等閲覧申請諾否決定書（様式第6号）により通知するものとする。

（庶務）

第8条 審査会の庶務は、個人情報保護事務担当課において処理する。

（その他）

第9条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

審査請求に係る意見等の提出請求通知書

第 号
年 月 日

様

湯河原町真鶴町衛生組合

個人情報保護審査会会長 印

年 月 日付で審査請求のあった件について、湯河原町真鶴町衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例第10条第3項の規定により、次のとおり意見若しくは説明又は資料の提出を求めます。

なお、口頭意見陳述の日時及び場所が指定されている場合は、補佐人の出席を求めることができますので、希望する場合は、補佐人出席申出書(様式第3号)を提出してください。

審査請求に係る個人情報の内容	
諾否決定の内容及び理由	<input type="checkbox"/> 一部開示 <input type="checkbox"/> 不開示 <input type="checkbox"/> 不存在 <input type="checkbox"/> 存否応答拒否 <input type="checkbox"/> 訂正をしない <input type="checkbox"/> 利用停止をしない (理由)
不服申立理由	
提出を求める意見若しくは説明又は資料の内容	
提出期限	年 月 日
※口頭意見陳述の日時及び場所	日時 年 月 日 午前・午後 時 分 場所
提出先	

注 ※印の欄は、口頭意見陳述を求める場合に限り明示してあります。

様式第2号(第5条関係)

口頭意見陳述等申出書

年 月 日

湯河原町真鶴町衛生組合
個人情報保護審査会会長 様

申出者 住 所
氏 名
電話番号 ()

年 月 日付けの審査請求について、次のとおり意見若しくは説明又は資料の提出をします。

審査請求に係る 個人情報の内容	
提出する意見 若しくは説明 又は資料の内容	
※添付資料名	
口頭意見陳述 の希望の有無	どちらかに○を付けてください。 希望する。 希望しない。

注 ※印欄は、添付資料がある場合に記載してください。

様式第3号(第6条関係)

補佐人出席申出書

年 月 日

湯河原町真鶴町衛生組合
個人情報保護審査会会長 様

申出者 住 所
氏 名
電話番号 ()

年 月 日の口頭意見陳述について、補佐人を伴い出席したいので、次のとおり申し出ます。

補 佐 人	住 所	
	氏 名	
	電話番号	()
申出者との関係		
補佐人を必要とする理由		

様式第4号(第6条関係)

補佐人出席申出決定通知書

第 号
年 月 日

様

湯河原町真鶴町衛生組合

個人情報保護審査会会長 

年 月 日に申出のありました口頭意見陳述への補佐人の出席については、
次のとおり決定しましたので通知します。

決 定 の 区 分	<input type="checkbox"/> 出席を許可する。 <input type="checkbox"/> 出席を許可しない。	
出 席 を 許 可 し ない 理 由		
口 頭 意 見 陳 述 の 日 時 及 び 場 所	日 時	年 月 日 午前・午後 時 分
	場 所	

注 口頭意見陳述当日は、この通知を提示してください。

様式第5号(第7条関係)

審査会提出資料等閲覧申請書

年 月 日

湯河原町真鶴町衛生組合
個人情報保護審査会会長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号 ()

湯河原町真鶴町衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例第12条第2項の規定により、次のとおり請求します。

請求に係る意見書又は資料の内容	(請求に係る意見書又は資料の内容が分かるように、件名又は知りたいと思う事項の概要を具体的に記載してください。)
-----------------	---------------------------------------------------------

様式第6号(第7条関係)

審査会提出資料等閲覧申請諾否決定書

第 号
年 月 日

様

湯河原町真鶴町衛生組合

個人情報保護審査会会長 印

年 月 日に請求のありました審査会提出資料等の閲覧申請については、次のとおり諾否を決定しましたので通知します。

諾否決定の区分	<input type="checkbox"/> 承諾	<input type="checkbox"/> 一部承諾	<input type="checkbox"/> 拒否
請求に係る意見書 又は資料の内容			
閲覧することが できない部分 及び理由			
閲覧の期日 及び場所	日時	年 月 日 午前・午後 時 分	
	場所		
	当日都合の悪い場合には、次の担当まで御連絡ください。		
担当	担当者名		
	電話番号 ()		

注 1 閲覧を受ける際には、この通知を係員に提示してください。

2 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に湯河原町真鶴町衛生組合長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

この処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、湯河原町真鶴町衛生組合を被告として(訴訟において湯河原町真鶴町衛生組合を代表する者は湯河原町真鶴町衛生組合長となります。)、提起することができます。また、前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、この決定(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第1号 (第4条関係)
様式第2号 (第5条関係)
様式第3号 (第6条関係)
様式第4号 (第6条関係)
様式第5号 (第7条関係)
様式第6号 (第7条関係)